建築物に係る環境への負荷の低減、再生可能エネルギー設備の導入及び 有効利用可能エネルギーの活用を検討するために必要な事項に関する指針

> 平成25年8月30日 (令和5年4月1日最終改定) 長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室 長野県建設部建築住宅課

#### 第1 目的

この指針は、長野県地球温暖化対策条例(平成 18 年長野県条例第 19 号。以下「条例」という。) 第 20 条から第 23 条の 2 までの規定による建築物のエネルギーの使用の効率性その他の環境への配慮 に係る性能(以下「環境エネルギー性能」という。)の評価及び環境への負荷の低減を図るための措 置の検討、再生可能エネルギー設備の導入の検討、有効利用可能エネルギーの活用の検討、届出、報 告及び表示に関する事項について定めるものとする。

なお、この指針において使用する用語の意義は、条例及び長野県地球温暖化対策条例施行規則(平成 18 年長野県規則第 22 号。以下「規則」という。)において使用する用語の意義による。

### 第2 環境エネルギー性能の評価及び環境負荷低減の措置の検討

規則第12条第1項に規定する必要な情報及び知事が別に定める方法について定めるものとする。

- 1 規則第12条第1項に規定する必要な情報とは、当該建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の 防止を図るための措置、当該建築物の一次エネルギー消費量又は温室効果ガスの排出量、当該建築 物に設置する建築設備の耐久性能及び維持保全に関する事項その他環境負荷低減に資する措置、費 用等を勘案した環境エネルギー性能の選択に資する情報とする。
- 2 知事は、次の各号のいずれにも該当するものと認める場合は、環境エネルギー性能を客観的に評価できる指標(以下「環境エネルギー性能評価指標」という。)として指定できるものとする。
- (1)建築物の一次エネルギー消費量又はライフサイクルを考慮した温室効果ガスの排出量を客観的な指数等に基づき総合的に評価できる指標であること。
- (2)エネルギーの効率的利用のための措置に関する建築主等の判断基準又は温室効果ガスの排出量との比較ができ、その性能を公衆に明確に示すことができること。
- (3)評価に係る算定方法等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合し、又はその基準に対応できるものと認められること。
- 3 条例第23条に規定する当該建築物の設計を行う者、当該建築物に関し熱の損失の防止又はエネルギーの効率的利用に資する設備を販売する者その他のその事業活動を通じてこれらの規定による検討につき協力を行うことができる者(以下「設計者等」という。)は、前項の規定により指定された環境エネルギー性能評価指標のうち1種以上について、活用できるよう努めるものとする。
- 4 設計者等は、建築物の新築をしようとする者(以下「建築主」という。)の依頼に基づき、環境 エネルギー性能評価指標により当該環境エネルギー性能を算定するものとし、この算定結果に基づ き第1項に規定する必要な情報を当該設計が完了するまでに説明するよう努めるものとする。
- 5 建築主は前項の説明に基づき、当該建築物に係るライフサイクルコストを考慮した総合的な環境 への負荷の低減を図る措置について検討するものとする。

#### 第3 再生可能エネルギー設備の導入の検討

規則第13条第1項に規定する必要な情報及び知事が別に定める方法について定めるものとする。

- 1 条例第 21 条第 1 項の規定により、新築しようとする建築物への導入について検討しなければならない再生可能エネルギー設備は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 太陽光発電設備

- (2) バイオマス発電設備
- (3) 太陽熱利用設備
- (4) バイオマス熱利用設備
- (5) 地中(地下) 熱利用設備
- (6) 前各号に掲げる設備以外の再生可能エネルギー設備
- 2 規則第13条第1項に規定する必要な情報とは、当該建築物へ導入が可能な再生可能エネルギー 設備の種別、性能及び維持保全に関する事項その他環境負荷低減に資する措置、費用等を勘案した 当該設備の選択に資する情報とする。
- 3 設計者等は建築主の依頼に基づき、当該建設地の気候、地勢、供給されているエネルギー種その他の環境を考慮して、当該再生可能エネルギー設備の導入による当該建築物に設置する建築設備の一次エネルギー消費量若しくは温室効果ガス排出量の削減量又は当該建築物に設置が可能な再生可能エネルギー設備のエネルギー生産量を算定するものとし、この算定結果に基づき前項に規定する必要な情報を当該設計が完了するまでに説明するよう努めるものとする。
- 4 前項の規定による再生可能エネルギー設備の導入に関する説明においては、可能な限り熱利用設備の可能性を優先して情報提供を行うものとする。
- 5 建築主は前2項の規定による説明に基づき、当該建築物に係るライフサイクルコストを考慮した 再生可能エネルギー設備の導入を検討するものとする。

## 第4 有効利用可能エネルギーの活用の検討

規則第14条第1項に規定する必要な情報及び知事が別に定める方法について定めるものとする。

- 1 有効利用可能エネルギーは、当該建築物及びその敷地内で発生する排熱、温度差エネルギーその 他の未利用で利用可能なエネルギーとする。
- 2 規則第14条第1項に規定する必要な情報とは、当該建築物又はその周囲の区域で活用が可能な 有効利用可能エネルギー設備の種別、性能及び維持保全に関する事項その他環境負荷低減に資する 措置、費用等を勘案した当該設備の選択又は有効利用可能エネルギーの活用に資する情報とする。
- 3 設計者等は条例第22条第1項に規定する建築物の新築をしようとする者(以下「特定建築主」という。)の依頼に基づき、当該建設地の気候、地勢、供給されているエネルギー種その他の環境を考慮して、当該建築物又はその周囲の区域で活用が可能な有効利用可能エネルギーの有効利用に資する量又は温室効果ガスの削減量を算定するものとし、この算定結果に基づき前項に規定する必要な情報を当該設計が完了するまでに説明するよう努めるものとする。
- 4 特定建築主は前項の説明に基づき、当該建築物又はその周囲の区域に係るエネルギーの利用の効率性能を考慮した有効利用可能エネルギーの活用を検討するものとする。

# 第5 届出書及び報告書の作成等

条例第 20 条、第 21 条及び第 22 条の規定による届出並びに第 23 条の 2 の規定による報告について 定めるものとする。

1 届出書の作成

条例第20条第2項、第21条第2項及び第22条第2項の規定による届出は、 建築物環境エネルギー性能計画届出書(様式第1号)により行うものとする。 2 変更届出書の作成

条例第20条第3項、第21条第3項及び第22条第3項の規定による変更の届 出は、建築物環境エネルギー性能計画変更届出書(様式第2号)により行うものとする。

3 中止届の作成

条例第20条第3項、第21条第3項及び第22条第3項の規定による中止の届出は、建築物環境 エネルギー性能計画変更届出書(様式第3号)により行うものとする。

4 報告書の作成

条例第23条の2第2項の規定による報告は、省エネ計画概要書(様式第4号)により行うものとする。

第6 届出又は報告された内容の公表方法

条例第20条第4項、第21条第4項、第22条第4項及び第23条の2第3項の規定による公表について定めるものとする。

1 届出された内容の公表

条例第20条第4項、第21条第4項及び第22条第4項の規定による公表は、規則第12条第7項、 第13条第4項及び第14条第4項に定める事項を記載した一覧表のホームページへの掲載により行 うものとする。

2 報告された内容の公表

条例第23条の2第3項の規定による公表は、規則第14条の2第3項に定める事項が記載された 第5第4項に規定する報告書を閲覧に供することにより行うものとする。

第7 環境エネルギー性能、再生可能エネルギー設備導入状況及び有効利用可能エネルギー活用状況 表示

条例第20条第5項、第21条第5項及び第22条第5項の規定による表示に関する事項について定めるものとする。

1 環境エネルギー性能の表示

条例第20条第5項の規定による表示は、環境エネルギー性能評価指標による評価結果表の掲出により行うものとする。ただし、当該評価結果表の掲出によることが困難である場合には、次の各号に定める事項について表示することをもってこれに代えることができるものとする。

- (1) 建築物の名称
- (2) 設計環境エネルギー性能
- (3) 基準環境エネルギー性能
- (4) 使用した環境エネルギー性能評価指標
- 2 再生可能エネルギー設備導入状況の表示

条例第21条第5項による表示は、次の各号に定める事項について行うものとする。

- (1) 建築物の名称
- (2) 設置した再生可能エネルギー設備の種別
- (3) 設置した再生可能エネルギー設備の性能
- 3 有効利用可能エネルギー活用状況の表示

条例第21条第5項の規定による表示は、次の各号に定める事項について行うものとする。

- (1) 建築物の名称
- (2) 活用した有効利用可能エネルギーの種別
- (3) 有効利用可能エネルギーの活用の効果
- 4 前3項の規定による表示は、一体の様式により行うことを妨げないものとする。
- 5 前各項の規定による表示は、当該建築物及びその敷地内において、これらを利用する者から見や すいところに1箇所以上表示するものとし、表示を構成する文字、記号等は鮮明であり、かつ容易 に識別できるものとする。

### 第8 検討に関する書類の交付、保管、保存等の措置

第2から第4までの規定による検討に関する書類の交付、保管、保存等について定めるものとする。

- 1 設計者等は当該設計が完了したときは、速やかに当該検討に関する設計図書及び環境エネルギー性能評価指標による評価結果表(これらの作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)(以下「設計図書等」という。)を建築主に交付するよう努めるものとする。
- 2 前項の規定により設計図書等の交付を受けた者は、当該設計図書等を保管するものとする。
- 3 前2項に規定より設計図書等の交付をした者は、当該設計図書等を作成した日から5年間保存するよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この指針は平成25年8月30日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この指針は令和3年3月30日から施行する。

附則

(施行期日)

この指針は令和5年4月1日から施行する。